

直近の食品衛生行政の動きについて

厚生労働省 医薬・生活衛生局
(生活衛生・食品安全部門)

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

令和5年度 厚生労働省組織・定員の概要

- 令和5年度の組織・定員については、コロナ後を見据え、以下のような内容が認められた。
 - ・ 次の感染症危機に備え、平時からの感染症対応能力を強化するための組織体制の整備
 - ・ 「人への投資と分配」等、新たな資本主義に向けた改革を実施するための体制強化
 - ・ 「全世代型社会保障の構築」に向けて、医療分野のデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進など各種課題への対応のための体制強化

1 組織体制の整備（主なもの）

※名称は仮称

（1）平時からの感染症対応能力の強化等

- ・健康局に「感染症対策部」を設置し、
 - ①内閣感染症危機管理統括庁との連携を図り、平時からの感染症危機への対応準備に係る企画立案（省内全体のとりまとめ）
 - ②感染症法、予防接種法、検疫法等に係る業務を実施する体制を整備。
- ・感染症対策部に、「企画・検疫課」及び「予防接種課」を新設するとともに、結核感染症課を振替設置。
- ・上記と併せて、医薬・生活衛生局の食品基準審査課、食品監視安全課、生活衛生課及び水道課を、健康局へ移管。※食品衛生基準行政及び水道整備・管理行政は令和6年度に他省庁へ移管予定
- ・これにより、医薬・生活衛生局を「医薬局」に、健康局を「健康・生活衛生局」にそれぞれ改組。

（2）医薬品等の審査体制の強化

- ・官房企画官（次世代医薬品等審査担当）を設置。

（3）総合的な人材確保対策の企画・調整体制の整備

- ・職業安定局に「人材確保支援総合企画室」を設置。

（4）困難な問題を抱える女性への支援の推進体制の整備

- ・社会・援護局に「女性支援室」を設置。

2 こども家庭庁創設に伴う組織・定員の移管

令和5年4月のこども家庭庁創設に伴い、子ども家庭局、国立児童自立支援施設等の組織・定員を移管。

3 人員体制の整備

本省内部部局、ハローワーク等を中心に大幅な定員増を図り、新規業務や既存業務の増大にも的確に対応できる体制を整備

| 区分 | 令和4年度末定員※1 | 令和5年度増減内訳※1 | | | 令和5年度末定員 |
|------|------------|-------------|------|------|----------|
| | | 増員等 | 減員等 | 差引 | |
| 厚労省 | 33,424 | 969 | ▲876 | 93※2 | 33,517 |
| 内部部局 | 4,171 | 209 | ▲56 | 153 | 4,324 |

※1 令和4年度末定員及び令和5年度増減内訳には、こども家庭庁への移管分▲230人（うち内部部局▲151人）を含まない。

※2 厚労省全体の差引は、雇用調整助成金等対応の時限定員（労働局）の到来減▲175人を除くと、+268人。

（増員等の主な内容）

○本省内部部局

- ・平時からの感染症対応能力の強化等（感染症対策部） 25人
- ・医療分野のデジタルトランスフォーメーションの推進 8人
- ・困難な問題を抱える女性への支援の推進 10人

○検疫所

- ・検疫を円滑に実施するための体制強化 40人

○都道府県労働局

- ・円滑な労働移動・人材確保等に向けた支援体制強化（ハローワーク） 350人
- ・働き方改革の更なる推進のための監督指導（監督署） 124人
- ・最低賃金の引上げ・履行確保を図るための体制強化 30人

（※別途、定員合理化、時限到来による減員がある。）

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第36号）の概要

（令和5年5月26日公布）

改正の趣旨

生活衛生等関係行政の機能強化を図るため、食品衛生法による食品衛生基準に関する権限を厚生労働大臣から内閣総理大臣に、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管するとともに、関係審議会の新設及び所掌事務の見直しを行う。

改正の概要

1. 食品衛生基準行政の機能強化【食品衛生法】

- ① 食品等の規格基準の策定その他の食品衛生基準行政に関する事務について、科学的知見に基づきつつ、食品の安全性の確保を図る上で必要な環境の総合的な整備に関する事項の総合調整等に係る事務と一体的に行う観点から、厚生労働大臣から内閣総理大臣（消費者庁）に移管する。
- ② 薬事・食品衛生審議会の調査審議事項のうち、食品衛生法の規定によりその権限に属せられた事項であって厚生労働大臣が引き続き事務を行うもの（食品衛生監視行政）に関しては、厚生科学審議会に移管する。

2. 水道整備・管理行政の機能強化【水道法、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、社会資本整備重点計画法】

- ① 水道に関する水質基準の策定その他の水道整備・管理行政であって水質又は衛生に関する事務について、環境の保全としての公衆衛生の向上及び増進に関する専門的な知見等を活用する観点から、厚生労働大臣から環境大臣に移管する。
- ② 水道整備・管理行政であって①に掲げる事務以外の事務について、社会資本の整合的な整備に関する知見等の活用による水道の基盤の強化等の観点から、厚生労働大臣から国土交通大臣に移管するとともに、当該事務の一部を国土交通省地方整備局長又は北海道開発局長に委任できることとする。
- ③ 災害対応の強化や他の社会資本と一体となった効率的かつ計画的な整備等を促進するため、水道を、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法及び社会資本整備重点計画法の対象施設に加える。

3. 所掌事務等の見直し【厚生労働省設置法、国土交通省設置法、環境省設置法、消費者庁及び消費者委員会設置法】

- ① 厚生労働省、国土交通省、環境省及び消費者庁の所掌事務並びに関係審議会の調査審議事項に係る規定について所要の見直しを行う。
- ② 国土交通省地方整備局及び北海道開発局の業務規定の整備を行う。
- ③ 食品等の規格基準の策定その他の食品衛生基準行政に関する事務の調査審議を行う審議会（食品衛生基準審議会）を消費者庁に設置する。等

施行期日

令和6年4月1日

食品衛生基準行政の機能強化 ①

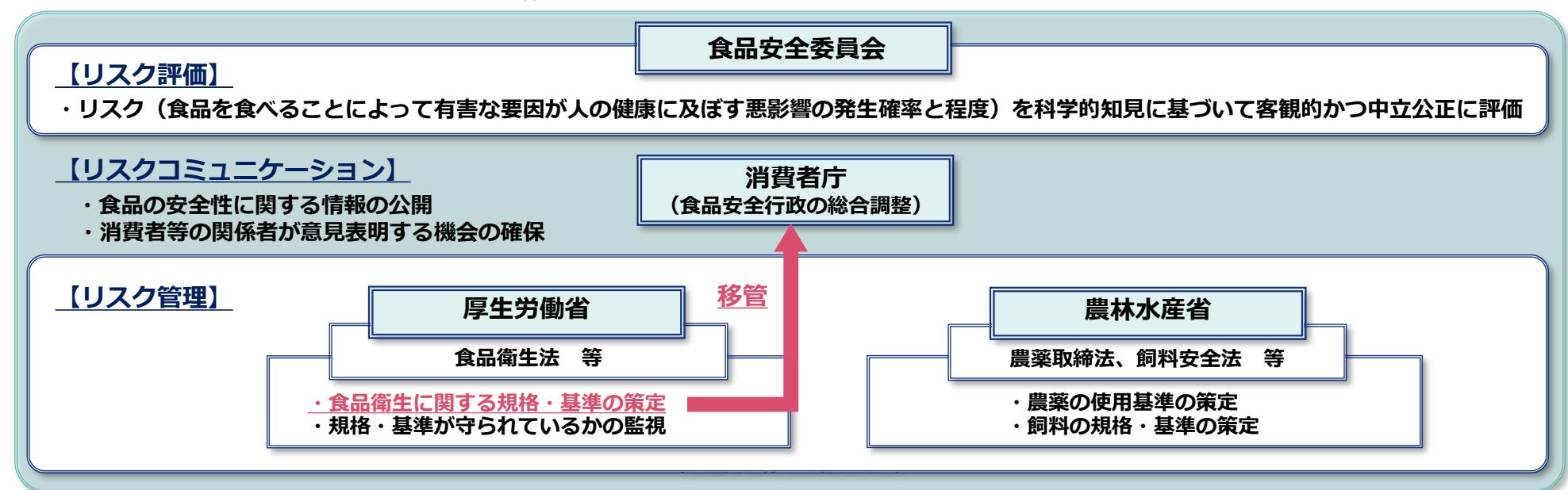
改正の背景

- **食品安全行政の司令塔機能を担う消費者庁に、厚生労働省が所管している食品衛生に関する規格基準の策定等（食品衛生基準行政）を移管**することで、食品衛生についての科学的な安全を確保し、消費者利益の更なる増進を図る。
- これにより、①科学的知見に裏打ちされた食品安全に関する啓発の推進、②販売現場におけるニーズや消費者行動等を規格・基準策定の議論にタイムリーに反映させること、③国際食品基準（コーデックス）における国際的な議論に消費者庁が一体的に参画することが可能となる。

※こうした方針は、新型コロナウイルス感染症対策本部決定（令和4年9月2日）で示されている。

【食品の安全を守る仕組み】

- 平成15年に制定された食品安全基本法に基づき「リスク分析」の手法を導入。
⇒ 食品安全委員会による「リスク評価」を踏まえ、厚生労働省等（※）のリスク管理機関が「リスク管理」と「リスクコミュニケーション」を実施。
- 消費者庁は、食品安全行政の総合調整を担う位置付け。
- これにより、科学的見地から食品の安全を確保。



食品衛生基準行政の機能強化 ②

改正の内容

① 食品衛生法等の改正

- (1) 厚生労働大臣の権限に属する事項のうち、食品衛生基準行政に係るものを、内閣総理大臣の権限とする。
- (2) 薬事・食品衛生審議会（厚生労働省）への意見聴取事項のうち、食品衛生基準行政に係るものは、消費者庁に設置する食品衛生基準審議会への意見聴取事項とともに、食品衛生監視行政に係るものは、厚生労働省の厚生科学審議会への意見聴取事項とする。
- (3) 食品衛生基準行政を担う内閣総理大臣と、食品衛生監視行政を担う厚生労働大臣の連携規定を設ける。

② 厚生労働省設置法、消費者庁及び消費者委員会設置法の改正

- 厚生労働省及び消費者庁の所掌事務、関係審議会の調査審議事項に関する規定について、①の改正に伴う所要の整備を行う。

赤字：改正事項

| | 食品衛生基準行政 | 食品衛生監視行政 |
|----------------------------------|---|---|
| 事務の具体例 | ■食品添加物の指定や、成分、製造方法等の規格基準の策定 ■残留農薬、放射性物質等の食品の規格基準の策定 | ■不衛生食品等の販売等の禁止 ■規格基準に違反する食品等の取締り ■営業施設の衛生管理等の規制・監視指導 |
| 所管 | 【現行】厚生労働大臣 →【改正後】内閣総理大臣（消費者庁） 【現行】薬事・食品衛生審議会（厚生労働省） →【改正後】食品衛生基準審議会（消費者庁に設置）（※2） | 厚生労働大臣（※1） 【現行】薬事・食品衛生審議会（厚生労働省） →【改正後】厚生科学審議会（厚生労働省）（※3） |
| 食品衛生行政の円滑な実施 厚生労働大臣と内閣総理大臣の連携 | ■厚生労働大臣及び内閣総理大臣は、飲食に起因する衛生上の危害の発生防止のため、相互の密接な連携の確保に努める。 ・厚生労働大臣は特定の食品の販売の禁止等に当たり、内閣総理大臣に協議しなければならない。 ・内閣総理大臣は食品等の規格基準等の策定に当たり、厚生労働大臣に協議しなければならない。 ・厚生労働大臣は内閣総理大臣に対し、食品等の規格基準等の策定を求めることができる。 ・内閣総理大臣は厚生労働大臣に対し、特定の食品の販売の禁止等を求めることができる。 | |

※1 食品衛生監視行政については、不衛生食品等の販売等の取締りや営業施設の衛生管理等の規制・監視指導、食中毒発生時の原因究明・更なる健康被害の発生の防止等を担うものであり、引き続き、感染症対策や健康危機管理対策を所掌する厚生労働省において、これらと一体的に対応する。

※2 食品衛生基準行政に関する調査審議は、消費者庁に設置される食品衛生基準審議会に移管し、移管後も引き続き、科学的知見に裏打ちされた規格基準の設定等の担保を図る。なお、薬事・食品衛生審議会については、薬事審議会に改組する。

※3 食品衛生監視行政に関する調査審議は、厚生科学審議会に移管し、健康危機管理対策との一体的な対応をより一層推進する。

(参考1) 関連する政府の決定

○ 新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の方向性（令和4年6月17日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）（抄）

I 次の感染症危機に対応する政府の司令塔機能の強化

(具体的な事項)

平時

- ・ 厚生労働省における平時からの感染症対応能力を強化するため、各局にまたがる感染症対応・危機管理に関する課室を統合した新たな組織として「感染症対策部（仮称）」を設ける。新設する「日本版CDC」（後述）を「感染症対策部」が管理することとし、平時から日本版CDCや関係自治体等と一体的に連携する。あわせて、生活衛生関係の組織について、一部業務の他府省庁への移管を含めた所要の見直しを行う。

○ 新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の具体策（令和4年9月2日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）（抄）

4. 感染症対応能力を強化するための厚生労働省の組織の見直し

(3) 生活衛生関係組織の一部業務の移管

上記の感染症対応能力の強化とあわせて、厚生労働省から、食品衛生基準行政及び水道整備・管理行政をそれぞれ以下のとおり移管する。

① 食品衛生基準行政の消費者庁への移管

食品安全行政の司令塔機能を担う消費者庁が、食品衛生に関する規格・基準の策定（これまで厚生労働省が所管）を所管することで、食品衛生についての科学的な安全を確保し、消費者利益の更なる増進を図る。

これにより、科学的知見に裏打ちされた食品安全に関する啓発の推進や、販売現場におけるニーズ等の規格・基準策定に係る議論へのタイムリーな反映が可能となるほか、国際食品基準（コーデックス）における国際的な議論について、消費者庁が一体的に参画することが可能となる。

② 水道整備・管理行政の国土交通省及び環境省への移管

水道整備・管理行政における現下の課題である、水道事業の経営基盤強化、老朽化や耐震化への対応、災害発生時における早急な復旧支援、渇水への対応等に対し、国土交通省が、施設整備や下水道運営、災害対応に関する能力・知見や、層の厚い地方組織を活用し、水道整備・管理行政を一元的に担当することで、そのパフォーマンスの一層の向上を図る。

さらに、環境省が、安全・安心に関する専門的な能力・知見に基づき、水質基準の策定を担うほか、水質・衛生にかかわる一部の業務について、国土交通省の協議に応じるなど、必要な協力をを行うことで、国民の水道に対する安全・安心をより高める。

(4) 上記(1)～(3)については、次期通常国会に必要な法律案を提出し、(1)(3)については令和6年度の施行、(2)については令和7年度以降の設置を目指す（感染症等に関する科学的知見の基盤整備は、感染症法等の改正も反映させつつ早期に取り組む。）。

(参考2) 法律案に対する附帯決議

○ 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議 (令和5年4月26日 衆議院厚生労働委員会) (抄)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 五 食品衛生基準行政の消費者庁への移管に当たっては、食品安全推進の取組に支障や停滞が生じることがないよう、規格基準の策定と厚生労働省が引き続き所管する監視指導・調査研究との連携等に万全の措置を講ずるとともに、消費者の選択の権利の確保のためには、食の安全は当然として、食の安心にも十分に留意すること。
- 六 移管の対象となる行政分野において支障や停滞が生ずることのないよう、権限の移管に当たっては、移管元の厚生労働省と移管先の省庁及び関係機関との間で連携を図り、必要な予算の配分や人員の配置など万全の措置を講ずること。

○ 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議 (令和5年5月18日 参議院厚生労働委員会) (抄)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 七、食品衛生基準行政の消費者庁への移管に当たっては、食品安全推進の取組に支障や停滞が生じることがないよう、規格基準の策定と厚生労働省が引き続き所管する監視指導・調査研究との連携等に万全の措置を講ずるとともに、消費者の選択の権利の確保のためには、食の安全は当然として、食の安心にも十分に留意すること。
- 八、消費者庁が食品メーカーを含む民間企業から出向者を受け入れるに当たっては、消費者庁が食品衛生基準行政を担う趣旨を踏まえ、科学的な安全を確保し、消費者利益の更なる増進を図り、食の安全に対する懸念を招くことのないよう十分に留意すること。
- 九、移管の対象となる行政分野において支障や停滞が生ずることのないよう、権限の移管に当たっては、移管元の厚生労働省と移管先の省庁及び関係機関との間で連携を図り、必要な予算の配分や人員の配置など万全の措置を講ずること。また、対象となる行政分野の都道府県・市区町村当該部署が混乱することなく対応ができるよう十分に留意すること。